

# — 学校のきまり —

## 1. 学校生活

朝は8：40までに登校し、教室に入ること。

### (1)欠席・欠課・遅刻・早退・在校時の外出について

- すべて学級担任へ届け出ます。(学校代表電話 0250-22-3441)
- 早退、外出する場合は必ず学級担任の許可を得ます。

### (2)携帯電話・スマートフォンの使用について

- 携帯電話、スマートフォンの授業中の使用は厳禁です。ただし始業前、昼休み、放課後は教室のみ使用可とします。違反していることが発覚した場合には、一旦学校で預かり、保護者に返却とします。
- インターネット上に個人情報(氏名、学校名、所属クラブなど)、他人の悪口、嫌がらせや嘘の情報を安易に書き込んだり、画像を載せたりしてはいけません。

### (3)いじめ防止について

- いじめ防止基本方針に基づき取り組んでいます。必要に応じて、警察や外部専門機関と連携して指導します。詳細は本校HP内「学校案内」→公表資料「2 いじめ防止」参照
- いじめをうけたり、見かけたら勇気を出してできるだけ早く相談してください。

## 2. 通学

### (1)自転車

- 自転車通学許可願を提出し、学校指定のステッカーを必ず貼ります。
- 自転車保険等に必ず加入します。
- 傘さし運転や並進通行、二人乗りはしません。両耳にイヤホンをしたまま走行しません。
- 防犯登録を必ずします。駐輪時には、前後輪の2カ所に施錠するツーロックを推奨します。
- 自転車乗用中のヘルメットの着用を推奨します。

### (2)原付自転車(50cc以下)による通学は以下の場合のみ許可します。

- 原付自転車通学は2年生と3年生に限ります。(許可願用紙を提出し、協議の結果認めます)  
許可の条件は、部活動に加入し、概ね毎日の活動実績があり、登下校において公共交通機関では不便な事情がある場合です。
- 通学許可地域は特に設けませんが、公共交通機関利用の場合と原付バイク通学した場合との比較で合理的理由(登下校に要する時間の短縮等)が必要です。
- 原付バイク通学距離の基準は学校(駅)までの距離が8km～20km程度とします。
- 学校で開催する「バイク実技講習会」に必ず出席することとします。
- 最寄りの駅までの交通が不便な場合、自宅から最寄りの駅まで許可します。

### (3)自動二輪、自動車による通学は禁止です。

## 3. 運転免許

運転免許については、授業に支障が出ないように、長期休業中(夏休み、冬休み、春休み)に取得してください。

### (1)原付自転車

- 免許取得は可能です。ただし、免許を取得したら担任に届け出ます。
- 冬期間(降雪時、積雪時)は運転禁止とします。

### (2)自動二輪

- 自動二輪の事故は重大事故につながるため、免許取得、運転はもちろん同乗も禁止です。

### (3)自動車

- 免許取得は可能です。ただし、3年生の1学期末考査終了後に限ります。

## 4. 頭髪・服装

### (1) 頭髪 清潔感のある髪型とします。

- 前髪は目にかからない程度、横髪は耳が全部見える程度、後ろ髪は制服の襟にふれない長さとし、そのほか、奇抜な髪型は禁止です。 ※モヒカン・左右非対称・ライン剃り込みなど
- 染色、脱色、パーマ等の加工をしてはいけません。
- ピアスの穴をあけてはいけません。
- 化粧、カラーコンタクトの着用も禁止とします。

### (2) 制服

- **男子** 上衣 黒色無地の詰襟標準型学生服（JIS規格）とします。  
ズボン ストレート型で色は黒とします。
- **女子** 本校指定の紺色のブレザー、スカート、スラックスとします。

### (3) その他の着衣

- 校章バッジ 上衣の左襟につけます。
- 指定靴 校内では指定の内履き、体育時など屋外での活動時には指定の運動靴を使用します。
- 夏服 学校指定の半袖白ポロシャツまたは長袖ワイシャツとします。

## 5. 校外生活

### (1) 禁止事項

- 喫煙・飲酒・窃盗・万引等（同席も含む）
- 喧嘩・脅迫・暴力行為・暴走行為等
- いじめ（使い走り、いやがらせ等）
- 不良交友（暴走族や不良仲間に入るなど）・薬物乱用
- 未成年者出入り禁止場所への出入り（パチンコなど）
- 深夜外出、友人宅での無断外泊

### (2) 旅行・キャンプ・登山など

- 宿泊を伴うものは事前に学級担任へ届け出ます。

### (3) アルバイトについて

- やむを得ず行うときは、事前に保護者を通じて学級担任へ届け出て学校の許可を得ます。  
ただし、学業に支障が出た場合は許可を取り消すことがあります。

### (4) その他

- 事故の加害者または被害者になった場合や、交通違反その他のことで補導された場合は速やかに学級担任に報告します。

## 6. 困ったときは

学校では、生徒の皆さんが様々な場面で抱える心配事や悩みに対して全教職員で相談に乗ります。